

## 第4節 災害時・緊急時における環境保全対策

平成16年7月福井豪雨における環境保全対策

### (1) 泥土・粉じん対策【環境政策課・健康増進課】

県では、被災住民および復旧作業者の健康被害の防止と良好な生活環境の確保を図るため、流入した泥土中の病原性微生物および有害物質ならびに空気中の粉じん濃度の調査を実施しました。

この結果、泥土については、水害の際に懸念される感染症の原因となる病原性微生物として「赤痢」、「腸チフス」、「パラチフス」、「コレラ」および「腸管出血性大腸菌(O-157)」の5種類とも、22地点すべてにおいて検出されませんでした。

また、土壌汚染対策法に基づく土壌含有量基準が定められている有害物質のうち、泥土中に含まれている可能性の高い「カドミウムおよびその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛およびその化合物」および「砒素およびその化合物」の4種類についても、すべての地点において土壌含有量基準を下回っており、人の健康に影響を及ぼすレベルで

はありませんでした。

空気中の粉じんについては、粉じん粒子が細かく肺の奥（肺胞）まで到達することにより健康に影響を及ぼすおそれのある粒径10μm以下の浮遊粉じん濃度について、被災地内の7地点で調査した結果、0.05～0.24mg/m<sup>3</sup>であり、6地点で浮遊粒子状物質の環境基準（0.1mg/m<sup>3</sup>）を超過していました。この濃度レベルでは、長期にわたって継続的に吸い込まない限り、直ちに健康に影響を及ぼすものではないと考えられましたが、作業を行う場合には、不織布タイプのマスクを着用するとともに、適時うがいを行うよう呼びかけました。

仮置きした土砂等については、生活環境に影響を与えないよう処理を円滑に行うため、庁内に「福井豪雨災害復旧土砂処理対策チーム」を設置し、関係市町と連携しながら、その有効利用と処理費用の低減を図りつつ、すみやかに処理を行っていきます。

表3-3-65 福井豪雨に伴う泥土・粉じん等の調査結果

調査種別	調査地点	調査日	調査結果			(注)基準
			病原性微生物	有害物質 (単位: mg/土壌1kg)	その他	
泥土	福井市 鯖江市 美山町 今立町 池田町 22地点	7/22 (池田町 7/23)	赤痢	カドミウムおよびその化合物	0.7未満～0.8	-
			腸チフス			
			パラチフス			
			コレラ			
			腸管出血性大腸菌(O-157)			
カドミウムおよびその化合物	0.7未満	150				
六価クロム化合物	2.6～20	150				
鉛およびその化合物	0.7未満～3.6	150				
砒素およびその化合物						
粉じん	福井市 鯖江市 美山町 今立町 7地点	7/22～26	0.05～0.24mg/m <sup>3</sup>			0.1 mg/m <sup>3</sup>

(注) 基準は、泥土の有害物質については土壌含有量基準、粉じんについては浮遊粒子状物質の環境基準。

### (2) 有害物質取扱い事業所に対する調査

#### 【環境政策課】

県では、被災地において有害物質等を取り扱っている事業所からの有害物質等の漏洩による環境への影響の有無を確認するため、7月22日から25日にかけて、有機塩素系化合物等の有害物質を取り扱う78事業所に対し、電話による聴き取り調査を行うとともに、浸水被害のあった10事業所で現地調査を行いました。

この結果、有害物質が漏洩した事業所はなく、環境への影響がないことを確認しました。

表3-3-66 有害物質取扱い事業所に対する調査結果

	事業所数				計
	福井市	大野市	鯖江市	今立町	
被災地内	60	1	16	1	78
浸水被害	7	0	2	1	10
有害物質漏洩	0	0	0	0	0

### (3) その他【食品安全・衛生課】

水害後、被災した浄化槽を使用する際には、使用可能であることを確認することが重要であるため、設置者に対し、使用前には必ず保守点検を実施してから使用するよう、巡回時のチラシ等による呼びかけや、ホームページによる周知を行いました。